

令和6年度黒石市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

(目的)

第1条 この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、市が障害者就労施設等から物品等の優先的な調達を推進することにより、障がい者の福祉的就労の安定、雇用促進及び自立の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この調達方針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(適用範囲)

第3条 この調達方針は、市の全ての機関が行う物品等の調達に適用する。

(対象となる障害者就労施設等)

第4条 調達の対象となる障害者就労施設等は、次に掲げる施設等とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 生活介護事業所
- (4) 就労移行支援事業所
- (5) 就労継続支援事業所（A型、B型）
- (6) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (7) 令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (8) 自宅等において物品の製造及び役務の提供を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- (9) 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

(調達目標)

第5条 障害者就労施設等からの物品等の調達は、前年度の実績額を上回ることを目標とする。

(調達の推進方法)

第6条 福祉総務課長は、障害者就労施設等から供給可能な物品等についての情報を収集し、これらの情報を庁内各部署に対して周知するとともに、優先的な調達を依頼する。

- 2 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を活用した優先的な調達に努めるものとする。

（調達方針及び調達実績の公表）

第7条 この調達方針は、策定後速やかに公表する。

- 2 この調達方針による調達実績は、当該年度の終了後に取りまとめ、速やかに公表する。

（調達方針の担当部署）

第8条 この調達方針の担当部署は、健康福祉部福祉総務課とする。

（その他）

第9条 この調達方針に定めるもののほか、調達方針の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。